

のぞみ野第一自治会 合同自主防災隊 組織規約
のぞみ野第一自治会 合同自主防災隊 防災計画

2007 年 5 月 15 日

のぞみ野第一自治会

のぞみ野第一自治会 合同自主防災隊 組織規約

(名称及び所在地)

第 1 条 この組織は、のぞみ野第一自治会合同自主防災隊（以下「本隊」という）と称し、事務所をのぞみ野第一自治会館に置く。

(組織の所属)

第 2 条 本隊は、のぞみ野第一自治会に所属する。

(構成)

第 3 条 1. 本隊は、以下の 3 自主防災隊より構成される。

のぞみ野第一自治会 しんりん自主防災隊（第 1, 2 ブロック）

なかよし自主防災隊（第 3, 4 ブロック）

みはらし自主防災隊（第 5, 6 ブロック）

2. 各自主防災隊構成街区は、別紙本体構成図に示す。

(目的)

第 4 条 本隊は、構成自主防災隊の統括、及び相互の連絡を図ることにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による、人的、物的被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(本隊役員)

第 5 条 1. 本隊に次の役員を置く。

(1) 合同隊長 1 名

(2) 合同副隊長 1 名

(3) 連絡役員 3～4 名

2. 役員は、のぞみ野第一自治会の役員が兼務する。

(本隊役員の任務)

第 6 条 1. 合同隊長は、第 4 条の目的を達成するために、地震等の発生時、構成自主防災隊の 統括にあたる。

2. 合同副隊長は、合同隊長を補佐し、合同隊長事故ある時はこれを代理する。

3. 連絡役員は、地震等の発生時、本隊と構成自主防災隊との連絡にあたる。

(構成自主防災隊役員)

第7条 1. 構成自主防災隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 1名
- (3) 班長 5名
- (4) 副班長 2～3名

2. 構成自主防災隊の役員は、のぞみ野第一自治会班長が兼務する。

(構成自主防災隊役員の任務)

第8条 1. 隊長は、本隊を代表し隊務を統括し、地震等の発生時における応急活動等の指揮命令を行う。

2. 副隊長は、隊長を補佐し、隊長事故ある時はこれを代理する。

3. 班長は、本隊の運営にあたる。

4. 副班長は、班長を補佐し、本隊の運営にあたる。

(役員会)

第9条 1. 合同隊長は、毎年1回、構成自主防災隊合同の「合同自主防災会議」を開催する。

また、各構成自主防災隊において、隊長が必要と認めた場合は、臨時に役員会を開催することができる。

2. 役員会は、合同隊長が召集し議事を主宰する

3. 役員会は、次の事項を審議する

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算および決算に関する事
- (5) その他、役員会が特に必要と認めた事

(防災計画)

第10条 1. 本隊は、地震等による被害の防止および軽減を図るために防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生における防災組織の編成および任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 地震発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、および避難誘導に関する事

(経費)

第11条 本隊の運営に要する経費は、のぞみ野第一自治会からの補助、その他の収入をもってあてる。

(付則) この規約は、平成19年5月15日から実施する

のぞみ野第一自治会 自主防災隊 防災計画

1. 目的

この計画は、のぞみ野第一自治会自主防災隊の防災活動に関し必要な事項を定め、地震 その他の災害による人的、物的被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次の通りとする。

- (1) 防災組織の編成および事務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 情報の収集、伝達に関する事
- (5) 出火防止、初期消火に関する事
- (6) 救出、救護に関する事
- (7) 避難誘導に関する事
- (8) 給食、給水に関する事
- (9) 防災資器材の備蓄および管理に関する事

3. 防災組織の編成および任務分担

(1) 組織および任務

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため「別表 1」のとおり、防災組織を編成する。

(2) 役員の責務

- ①役員は、地区内に火災、その他災害が発生した場合、直ちに隊長の指示により災害活動に従事しなければならない
- ②役員は、火災その他災害を確認した場合は、直ちに隊長に報告しなければならない

(3) 隊員の責務

隊員は、近隣で火災その他災害を確認した場合は、隣保相互補助の精神により、役員の指示を受け、災害の防止に協力しなければならない。

4. 防災組織の普及

地域住民の防災意識を高揚するために、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ①防災組織および、防災計画に関する事
- ②地震、火災、水害等についての知識に関する事
- ③地域周辺の状況に応じた防災知識に関する事
- ④各家庭における防災上の留意事項に関する事
- ⑤その他防災に関する事

(2) 普及の方法

- ①広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ②座談会、後援会、映画会等の開催

(3) 実施期間

火災予防運動実施期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる期間のほか、随時 実施する。

5. 防災訓練

大地震等の災害に備えて情報の収集、伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるように するため、次により防災訓練を実施する。

(1) 個別訓練

- ①情報の収集、伝達訓練
- ②消火訓練
- ③避難誘導訓練
- ④救出、救護訓練
- ⑤給食、給水訓練

(2) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(3) 実施期間

総合訓練は、原則として年1回以上、個別訓練は、随時実施する。

6. 情報の収集、伝達および連絡体制

被害状況等を正確にかつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるために、情報の収集等を次により行う。

(1) 情報の収集および伝達

隊長は、役員から地区内の災害状況を把握すると共に、市災害対策本部報道機関等の提供する情報を収集すると共に、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関に伝達する。

(2) 情報の収集および伝達方法

情報の収集および伝達方法は、広報無線、電話、ハンドマイク等による。

(3) 災害連絡体制

災害連絡体制等を、「別表2」のとおりに定める。

7. 出火防止および初期消火

(1) 出火防止

各家庭では、出火防止に留意し、次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ①火気器具およびその周辺の整理整頓
- ②可燃性危険物品の保管
- ③消火器等消火資器材
- ④その他建築物危険箇所

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、各役員は、住民と協力し消火栓・消火器等を使用して迅速に消火活動を行わなければならない。

8. 救出、救護

災害により、救出、救護を要するものが生じたときは、隊長は役員を指示して次の事項を行う。

(1) 救出、救護

救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出、救護活動を行う。

(2) 医療機関への連絡

負傷者が医師の手当てを要すると判断した時は、医療機関または、防災関係機関の 設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

応急救護班は、防災関係機関による救出を必要と判断した時、防災関係機関の出動を要請する。

9. 避難誘導

火災の延焼拡大等により地域住民の生命に危険が生じ、または生じる恐れがあると判断した時は、隊長は役員に指示し次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市の機関により避難勧告が出たとき、または隊長が必要であると認めたときは、隊長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導班は、隊長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難場所

- ①一時避難場所 しんりん自主防災隊：森林公園周辺
 なかよし自主防災隊：なかよし公園周辺
 みはらし自主防災隊：みはらし公園周辺
- ②市、指定避難場所 根形小・中学校

10. 給食、給水

避難場所における給食、給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食、給水班は、地域内において給食しうる食料品の確保、炊き出し等を実施するほか、市からの配分、または、他から提供された食料品の受領および地域内に配分を行う。

(2) 給水の実施

給食、給水班は、市等から提供される飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により供給活動を行う。

11. 復旧活動

隊長は、被災者と協議し必要に応じて役員、隊員に復旧の協力を依頼する。

12. その他

全各項による活動のほか、次のような事態に対して必要に応じ特別班を編成する。

(1) 避難における地域内の警備

(2) その他、特に必要と認められる活動

13. 防災資器材

(1) 配備計画

防災資器材を、「別表3」のとおり配備する。

(2) 定期点検

毎年4回以上、資器材の点検を行う。